

平成26年
9月定例議会
提出議案

主要事項説明書

 福 知 山 市

目 次

◆ 会計別予算額一覧	2
◆ 一般会計歳入予算額一覧.....	3
◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）	4
◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）	5
◆ 9月補正予算 主要事項.....	6
◆ 条例関連議案.....	35
◆ その他の議案.....	46

◆ 会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名			補正前の額	9月補正額	補正後の額
一 般 会 計			41,012,347	182,665	41,195,012
特 別 会 計	国民健康保険事業		7,949,600	2,247	7,951,847
	国民健康保険診療所費		57,000		57,000
	と畜場費		28,800		28,800
	簡易水道事業		1,005,000		1,005,000
	宅地造成事業		38,600		38,600
	休日急患診療所費		21,200		21,200
	公設地方卸売市場事業		7,000		7,000
	農業集落排水施設事業		939,100		939,100
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業		995,900		995,900
	福知山都市計画事業福知山駅周辺土地区画整理事業		158,200		158,200
	介護保険事業	保険事業勘定	7,335,800	133,113	7,468,913
		介護サービス事業勘定	33,000	3,060	36,060
	大江都市計画事業河守土地区画整理事業		33,100		33,100
	下夜久野地区財産区管理会		172		172
	後期高齢者医療事業		1,831,800	2,300	1,834,100
	地域情報通信ネットワーク事業		834,000		834,000
	小 計		21,268,272	140,720	21,408,992
企 業 会 計	水道事業		3,341,800		3,341,800
	下水道事業		5,802,400	99,000	5,901,400
	病院事業	市民病院事業	11,488,900		11,488,900
		国民健康保険新大江病院事業	581,650		581,650
	小 計		21,214,750	99,000	21,313,750
合 計			83,495,369	422,385	83,917,754

◆ 一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	補正前の額	9月補正額	補正後の額
01 市税	11,362,428		11,362,428
02 地方譲与税	400,000		400,000
03 利子割交付金	27,000		27,000
04 配当割交付金	47,000		47,000
05 株式等譲渡所得割交付金	7,000		7,000
06 地方消費税交付金	1,011,000		1,011,000
07 ゴルフ場利用税交付金	10,000		10,000
08 自動車取得税交付金	80,000		80,000
09 国有提供施設等所在市町村助成交付金	18,000		18,000
10 地方特例交付金	46,000		46,000
11 地方交付税	10,750,000		10,750,000
12 交通安全対策特別交付金	16,000		16,000
13 分担金及び負担金	782,602		782,602
14 使用料及び手数料	1,004,293		1,004,293
15 国庫支出金	4,850,123	66,552	4,916,675
16 府支出金	2,770,562	18,176	2,788,738
17 財産収入	419,565		419,565
18 寄附金	4,401	1,000	5,401
19 繰入金	823,203		823,203
20 諸収入	567,588	324	567,912
21 市債	5,998,200	10,000	6,008,200
22 繰越金	17,382	86,613	103,995
一般会計合計	41,012,347	182,665	41,195,012

◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	補正前の額	9月 補正額	補正後の額
01 議会費	305,460		305,460
02 総務費	6,737,655	11,000	6,748,655
03 民生費	13,251,893	44,389	13,296,282
04 衛生費	5,478,686	31,581	5,510,267
05 労働費	72,149		72,149
06 農林業費	1,873,186		1,873,186
07 商工費	496,459		496,459
08 土木費	2,096,441	11,642	2,108,083
09 消防費	1,483,285	324	1,483,609
10 教育費	3,751,717	83,729	3,835,446
11 災害復旧費	111,000		111,000
12 公債費	5,304,416		5,304,416
13 予備費	50,000		50,000
一般会計合計	41,012,347	182,665	41,195,012

◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	9月補正額	補正後の額
人 件 費	6,733,161	886	6,734,047
うち 議員人件費	159,544		159,544
うち 職員人件費	4,914,906		4,914,906
物 件 費	5,266,415	65,787	5,332,202
維 持 補 修 費	303,796		303,796
扶 助 費	7,774,696	41	7,774,737
補 助 費 等	4,080,638	473	4,081,111
投 資 的 経 費	5,799,679	102,957	5,902,636
う ち 人 件 費	255,926		255,926
普 通 建 設 費	5,688,679	102,957	5,791,636
補助事業費	2,619,358	21,557	2,640,915
単独事業費	3,069,321	81,400	3,150,721
災 害 復 旧 費	111,000		111,000
公 債 費	5,304,416		5,304,416
積 立 金	849,519	1,000	850,519
出 資 金 ・ 貸 付 金	414,600		414,600
繰 出 金	4,435,427	11,521	4,446,948
予 備 費	50,000		50,000
一般会計合計	41,012,347	182,665	41,195,012

◆ 9月補正予算 主要事項

(単位: 千円)

		施策名	補正額	うち 「がんばる地域 交付金」 充当額	増減区分	ページ
		事業名				
一般会計	通常補正	⑤ 地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり				
		生活困窮者自立促進支援モデル事業	6,629		新規	8
		高齢者の肺炎球菌ワクチン接種事業	14,092		新規	9
		水痘予防接種事業	15,889		新規	10
		介護基盤緊急整備等特別対策事業	11,547		継続	11
		⑥ 人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり				
		消防団資機材整備事業	324		拡充	12
		三段池公園カルチャーパーク整備事業	10,000		拡充	13
		市営住宅明渡し事業	1,642		継続	14
		⑦ 魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり				
		4年制大学のあり方検討事業	3,500		新規	15
		三岳小学校統合準備事業	11,329		新規	16
		地域体育館地震時安全対策事業	20,000		新規	17
		幼稚園施設改修事業 ●	51,400	41,120	拡充	18
		佐藤八重子記念子ども読書活動振興事業	1,000		拡充	19
	繰出金	国民健康保険事業特別会計繰出金	2,247		継続	29
		介護保険事業特別会計繰出金	6,974		継続	30
		後期高齢者医療事業特別会計繰出金	2,300		継続	31
	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連	京都府税務共同化事業	138		拡充	20
		法改正等に伴うシステム更新	7,362			21
		社会福祉援護管理事業	7,600			22
		国民年金事務事業	472			23
		子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業	1,728			24
		児童扶養手当システム改修事業	272			25
		児童手当支給事務事業	3,000			26
		生活保護管理事業	1,620			27
		総合健康管理システム改修事業	1,600			28
		【国民健康保険事業特別会計】 国保運営事業一般経費／京都府税務共同化事業	2,247			29
特別会計	関連	【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】 介護保険事業運営	6,974			30
		【後期高齢者医療事業特別会計】 後期高齢者医療事業一般経費	2,300			31

●印 ⇒ 「がんばる地域交付金」活用事業（1事業）

(単位: 千円)

	施策名	補正額	うち 「がんばる地域 交付金」 充当額	増減区分	ページ
	事業名				
企 業 特 別 会 計	【介護保険事業特別会計(保険事業勘定)】 介護給付費準備基金積立金／介護給付費負担金等 返還金	126,139		継続	32
	【介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)】 介護サービス事業基金積立金	3,060		継続	33
	【下水道事業会計】 土師新町・堀高田貯留施設設置事業	99,000		継続	34

がんばる地域交付金とは

平成25年度の国の補正予算に限定して創設された国庫補助金で、正式名称は『がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)』です。

「好循環実現のための経済対策」に位置づけられたことを踏まえ、アベノミクスによる景気回復の効果を全国に波及させるため、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村であっても、地域活性化に取り組めるよう支援するものであり、国の予算額は870億円です。

活用対象は原則ハード事業に限定されており、平成26年度中に事業を完了することが条件となっています。福知山市への交付限度額は1億9421万8000円です。

社会保障・税番号制度(マイナンバー)とは

行政を効率化し、国民の利便性を高め、より公平・公正な社会を実現する社会基盤として、国が導入を進めている制度です。平成28年1月から個人番号カードが交付され、順次国や地方公共団体のほか、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などでも取り扱いが開始され、社会保障、税、災害対策の行政手続きで活用されることになります。個人には12桁、また法人等には13桁が指定される予定です。

この制度を導入することで、より正確な所得把握が可能となり社会保障や税の給付と負担の公平化が図られるとともに、行政機関、地方公共団体等の間において個人情報の照会・提供を迅速に行うことが可能となり、例えば社会保障給付等の申請を行う際に、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されるなどの効果が期待されています。

個人情報外部に流出したり、不正に利用されるのではないかと国民の懸念に対しては、制度面(監督機関の設置や罰則の強化など)、システム面(情報の分散管理や通信の暗号化など)両面で保護措置が講じらる国は説明しています。

※このほか、8月16～17日の集中豪雨災害関連補正予算を各会計にて追加提出する予定です。

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	生活困窮者自立促進支援モデル事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	0
6,629		6,629				補正後予算額 6,629
1 事業の背景・目的 経済的困窮状態にある方が、困窮状態から早期に脱却することを支援するための新たな支援制度として「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月1日から施行されます。 この新たな支援制度に先駆けて、市が実施主体となり、生活保護に至る前の早い段階から社会的・経済的自立が可能になるよう支援を実施することで、地域における自立・就労支援等の体制を構築することを目的とし「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施します。 2 事業の内容 (1)支援対象：福知山市在住の方で、経済的に困窮しており、就労等による自立に向けた支援を希望される方。(ただしすでに生活保護を受給されている方は対象外) (2)相談窓口：福知山市役所1階(社会福祉課) (3)受付時間：月～金(祝日を除く)8:30～17:00 (4)支援内容 ①相談者本人の置かれている状況を確認しながら、本人の意向に沿った「自立支援計画」の作成 ②支援計画に基づき、「生活習慣改善」や「就労に必要な社会的基礎能力の習得」、「就労体験」など、経済的自立に向けた就職活動支援 ③労働や福祉の制度活用のための情報提供 ※上記だけでなく、既存の各種支援制度(住宅支援給付など)も活用して、本人に寄り添った支援を包括的・継続的に行います。 (5)開始時期：平成26年12月1日(月) 3 事業費の内訳 (款)民生費 (項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費 ・報酬 774千円 ・共済費 112千円[社会福祉総務費(職員人件費)] ・旅費 590千円 ・需用費 1,334千円 ・役務費 49千円 ・委託料 918千円 ・備品購入費 2,852千円 4 主な特定財源 (款)府支出金 (項)府補助金 (目)民生費府補助金 緊急雇用創出事業臨時特例交付金(補助率10/10) 6,629千円						
担当課	福祉保健部社会福祉課		電話	直通 24-7012 内線 2131		

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	高齢者の肺炎球菌ワクチン接種事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
14,092	国	府	市債	その他	一般財源	0
					14,092	補正後予算額 14,092
1 事業の背景・目的 予防接種法施行令の改正(平成26年10月1日施行)により、定期の予防接種事業になることを受けて新たに実施します。 肺炎は身体の抵抗力が弱まった時にかかりやすく、重症化すると命に関わる疾患で「日本人の死因第3位」、そのうち95%が65歳以上とされています。 また、日常でかかる肺炎の原因菌で最も多いのは肺炎球菌となっています。 多くの高齢者が予防接種を受けることにより、発症・重症化を予防し、医療費の抑制につなげることを目的に実施します。 2 事業の内容 (1) 対象者：下記の対象者のうち、希望する人 ① 平成26年4月1日現在、64歳・69歳・74歳・79歳・84歳・89歳・94歳・99歳・100歳以上の人(4月1日現在、5,180人) ② 60歳～65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器・HIV感染による免疫機能障害の身体障害者手帳1級保持者(4月1日現在、44人) ※ただし、①②のうち、既に肺炎球菌ワクチンを接種した人は対象外 (2) 実施方法：個別指定医療機関で1回接種 (3) 予定人数：2,874人(接種率55%) (4) 自己負担金：4,000円 (5) 対象期間：平成26年10月1日～平成27年3月31日 3 事業費の内訳 (款)衛生費 (項)保健衛生費 (目)予防費 ・需用費 134千円 ・役務費 479千円 ・委託料 13,418千円 ・扶助費 61千円						
担当課	福祉保健部健康推進室		電話	直通 23-2788 内線 6210		

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	水痘予防接種事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	0
15,889					15,889	補正後予算額 15,889
1 事業の背景・目的 予防接種法施行令の改正(平成26年10月1日施行)により、定期の予防接種事業になることを受けて新たに実施します。 水痘は、水痘・帯状疱疹ウイルスによってひきおこされる、感染力の高い病気で、5歳までに約80%の子どもがかかると言われています。 特に免疫不全状態の人が水痘に罹患すると、重症化するリスクが高くなりますが、健康な人であっても脳炎や膿疱疹で重篤になることがあります。予防接種を受け、水痘からの感染を防ぐことにより子どもたちの命と健康を守り、健やかに成長することを目的に実施します。 2 事業の内容 (1) 対象者 ①生後12月から生後36月に至るまでの間にある者 1,529人 ②生後36月から生後60月に至るまでの間にある者 1,466人 ※②は平成26年度のみ経過措置 (2) 実施内：委託医療機関で接種 ①の対象者：2回接種 1回目接種から3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて2回目接種。 ②の対象者：1回接種 (3) 接種見込み者数 ①の対象者 765人(接種率50%) ②の対象者 733人(接種率50%) 計1,498人 (4) 対象期間 平成26年10月1日～平成27年3月31日 3 事業費の内訳 (款)衛生費 (項)保健衛生費 (目)予防費 ・賃金 106千円 ・需用費 52千円 ・役務費 232千円 ・委託料 15,426千円 ・扶助費 73千円						
担当課	福祉保健部健康推進室		電話	直通 23-2788 内線 6220		

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	介護基盤緊急整備等特別対策事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	0
11,547		11,547				補正後予算額 11,547
1 事業の背景・目的 消防法施行令の改正を踏まえ、市内に6か所ある「小規模多機能型居宅介護事業所」のうち、スプリンクラーが未整備の3事業所において、スプリンクラーを整備することにより、火災に備えた防火対策が充実し、利用者の生命・財産の保護を図ります。 なお、京都府の介護基盤緊急整備等特別対策事業の補助内示を受けたことから、今回補正予算の計上を行うものです。 2 事業の内容 スプリンクラー未整備の「小規模多機能型居宅介護事業所」3事業所に対して、スプリンクラーの整備費用として、京都府の介護基盤緊急整備等特別対策事業を活用し補助を行います。 3 事業費の内訳 (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費 負担金補助及び交付金 11,547,000円 (1) 土ニコニコハウスにっこり村 4,482,000円 ・単価9,000円×248㎡=2,232,000円 ・消火ポンプ 2,250,000円 (2) あっとホームらく楽 3,123,000円 ・単価9,000円×97㎡=873,000円 ・消火ポンプ 2,250,000円 (3) こもれび 3,942,000円 ・単価9,000円×188㎡=1,692,000円 ・消火ポンプ 2,250,000円 4 主な特定財源 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金 介護基盤緊急整備等特別対策事業 11,547千円						
担当課	福祉保健部高齢者福祉課		電話	直通 24-7013 内線 2144		

施策名	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり					(単位:千円)
事業名	消防団資機材整備事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
324	国	府	市債	その他	一般財源	3,188
				324		補正後予算額 3,512
1 事業の背景・目的 幾度となく大規模な水害を経験している本市においては、『救命胴衣』を地域防災の要である消防団員が安全に活動するための重要な装備品として位置づけ、平成24年度までに約1,000着(全団員の約半数分)の整備を完了させましたが、昨年の台風18号災害における浸水状況や活動状況から、引き続き、由良川本流沿い等、浸水可能性の高い分団については、全団員配備を目標に整備していくこととしました。 なお、本年度分については、『消防団員等公務災害補償等共済基金』が実施している助成事業を活用して整備します。 【救命胴衣を着用しての訓練風景】 2 事業の内容 消防団員用救命胴衣の購入 購入数 100 着 【購入する救命胴衣】 3 事業費の内訳 (款) 消防費 (項) 消防費 (目) 非常備消防費 救命胴衣購入費 324 千円 4 特定財源 (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 消防団員安全装備品整備等助成事業 324 千円						
担当課	消防本部		電話	直通 24-0119 内線 2420+204		

施策名	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり					(単位:千円)
事業名	三段池公園カルチャーパーク整備事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
10,000	国	府	市債	その他	一般財源	54,602
			10,000			補正後予算額 64,602

1 事業の背景・目的

三段池公園総合体育館は、昭和62年に竣工した施設で、福知山市地域防災計画においては広域避難所に指定されており、緊急時に総合体育館の果たす役割は非常に大きいところです。しかし、総合体育館は、東日本大震災時に吊り天井が落下した事例と同様に、吊り天井等の非構造部材の耐震化ができていないため、吊り天井改修工事を行い利用者及び避難者の安全確保を図ります。

2 事業の内容

平成26年度に吊り天井改修工事の調査設計を実施し、平成27年度内の完成を目指し整備を行います。

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園施設費

委託料 10,000千円



総合体育館全景



天井内部

4 特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 土木債

緊急防災・減災事業債 $10,000 \text{ 千円} \times 100\% = 10,000 \text{ 千円}$

担当課	土木建設部都市計画課	電話	直通 24-7052 内線 4313
-----	------------	----	--------------------

施策名	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり					(単位:千円)
事業名	市営住宅明渡し事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,642	国	府	市債	その他	一般財源	806
					1,642	補正後予算額 2,448
1 事業の背景・目的 市営住宅使用料について、再三の納付の催告を行ったにもかかわらず納付がなく、また、計画的な納付の相談にも応じようとしない滞納者に対し、市営住宅使用料の支払い及び住宅の明渡しの訴訟を提起します。 当初予算において1件分の予算を計上していましたが、今回、2件の訴訟を提起することとしており、当初予算の不足分を補正します。 2 事業の内容 市営住宅使用料の支払い及び市営住宅の明渡しの訴訟2件を提起します。 3 事業費の内訳 (款)土木費 (項)住宅費 (目)住宅管理費 ・ 役務費(訴訟手続きにかかる手数料) 342,000円 ・ 委託料(弁護士費用及び強制執行費用) 1,300,000円 <u>計1,642,000円</u>						
担当課	土木建設部建築課		電話	直通 24-7053 内線 4242		

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	4年制大学のあり方検討事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
3,500	国	府	市債	その他	一般財源	0
					3,500	補正後予算額 3,500
1 事業の背景・目的 本市との公私協力方式により平成12年度に開学した北近畿地方唯一の四年制大学である成美大学（旧京都創成大学）について、学生確保が困難さを増すなか、学校法人成美学園より過去の検証や公立化も含めた4年制大学のあり方に関する報告書が提出されたことを受け、地域における大学の意義等について市民や専門家を交えて検討を行います。 2 事業の内容 有識者会議の開催（5回程度） 四年制大学に関する調査及び関係機関との調整に要する経費 3 事業費の内訳 （款）総務費 （項）総務管理費 （目）企画費 ・報償費 275千円 ・旅 費 203千円 ・需用費 1千円 ・役務費 21千円 ・委託料 3,000千円 北近畿地方唯一の4年制大学のあり方を検証						
担当課	市長公室企画課		電話	直通 24-7030 内線 3112		

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	三岳小学校統合準備事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	0
11,329	4,265				7,064	補正後予算額 11,329
1 事業の背景・目的 三岳地域では近年の少子化に伴い過疎化が進んでおり、地域住民から三岳小学校を上川口小学校に統合して欲しいとの要望が挙がっています。 ついては、平成27年4月に統合することとし、平成26年度中に必要な準備をしておくことでスムーズな学校統合を行い、地域住民の満足度を高めるとともに、統合後の三岳地域の児童の安心・安全を確保します。 2 事業の内容 平成27年4月に三岳小学校を上川口小学校に統合します。 三岳小学校の閉校記念式典や統合後の三岳地域の子どもたちの通学用スクールバス等、閉校及び新体制開始それぞれに伴い必要となる行事の準備や物品の調達を行います。 3 事業費の内訳 (款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費 ● 閉校記念式典関連 - 閉校記念式典出演者謝礼 60,000円 - 閉校式関係消耗品 (閉校記念品、式典次第印刷用紙 等) 120,000円 - 印刷 (統合記念誌・式典次第 等) 767,000円 - 郵送料 (式典案内・統合委員会書類 等) 28,000円 - 式典会場設営費用 35,000円 - 閉校記念碑 216,000円 ● 統合に伴う備品等運搬 - 引越し用ダンボール 6,000円 - 引越し用車両借上げ 87,000円 ● 統合後通学準備 - 通学用スクールバス 2台 10,010,000円 4 主な特定財源 (款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 教育費国庫補助金 バス整備事業 (へき地児童生徒援助費等補助) 4,265,000円						
担当課	教育委員会教育総務課		電話	直通 24-7061 内線 5112		

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	地域体育館地震時安全対策事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
20,000	国	府	市債	その他	一般財源	0
					20,000	補正後予算額 20,000
1 事業の背景・目的 夜久野地域公民館体育施設（旧明正、旧精華小学校体育館）は災害時の広域避難所等の機能を持つ地域拠点施設です。 東日本大震災や近年の大規模地震において、多くの施設で非構造部材の落下被害が発生しています。 特に、夜久野地域公民館体育施設（旧明正、旧精華小学校体育館）の天井は吊り天井になっており、これが地震時に落下する恐れがあるため安全対策を講じる必要があります。 2 事業の内容 広域避難所であり、地域拠点施設として地域行事やスポーツに幅広く活用されている旧明正小学校体育館、旧精華小学校体育館の吊り天井を撤去し安全を確保します。 3 事業費の内訳 (款)教育費(項)社会教育費(目)公民館費 工事請負費 夜久野地域公民館体育施設 旧明正小学校体育館天井改修工事 1式 夜久野地域公民館体育施設 旧精華小学校体育館天井改修工事 1式 10,000千円×2館＝ 20,000千円						
担当課	教育委員会中央公民館		電話	直通 22-9551		

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)																				
事業名	幼稚園施設改修事業					拡充																				
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額																				
51,400	国	府	市債	その他	一般財源	19,760																				
	41,120				10,280	補正後予算額 71,160																				
1 事業の背景・目的 平成27年度からの3歳児保育の開始を契機に、現代の生活様式に合わせて園児が安心して使用できるトイレを整備するなど、幼稚園の教育環境の改善を図ります 2 事業の内容 園児が安心して使用できる洋式便器の設置や、ユニバーサルトイレの整備を行い、不足する物置スペースを増築（プレハブ造）します。 成仁幼稚園については、職員便所改修も行います。 3 事業費の内訳 (款) 教育費 (項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費 福知山幼稚園 <table><tr><td>幼児用便所改修</td><td>14,300千円</td></tr><tr><td>外部物置設置</td><td>2,500千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>16,800千円</td></tr></table> 昭和幼稚園 <table><tr><td>幼児用便所改修</td><td>14,300千円</td></tr><tr><td>外部物置設置</td><td>2,500千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>16,800千円</td></tr></table> 成仁幼稚園 <table><tr><td>幼児用便所改修</td><td>14,300千円</td></tr><tr><td>外部物置設置</td><td>2,500千円</td></tr><tr><td>職員便所改修</td><td>1,000千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>17,800千円</td></tr></table> 4 特定財源 (款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 教育費国庫補助金 がんばる地域交付金 41,120千円							幼児用便所改修	14,300千円	外部物置設置	2,500千円	合 計	16,800千円	幼児用便所改修	14,300千円	外部物置設置	2,500千円	合 計	16,800千円	幼児用便所改修	14,300千円	外部物置設置	2,500千円	職員便所改修	1,000千円	合 計	17,800千円
幼児用便所改修	14,300千円																									
外部物置設置	2,500千円																									
合 計	16,800千円																									
幼児用便所改修	14,300千円																									
外部物置設置	2,500千円																									
合 計	16,800千円																									
幼児用便所改修	14,300千円																									
外部物置設置	2,500千円																									
職員便所改修	1,000千円																									
合 計	17,800千円																									
担当課	教育委員会教育総務課		電話	直通 24-7061 内線 5114																						

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	佐藤八重子記念子ども読書活動振興事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,000	国	府	市債	その他	一般財源	127
				1,000		補正後予算額 1,127
1 事業の背景・目的 福知山市にゆかりのある東京都在住の佐藤八重子様からは、これまでも多額の寄附をいただけてきましたが、図書館中央館の開館を記念して、子どもの読書活動の振興に役立てていただきたいと追加の寄附をいただきました。 寄附金については、「佐藤八重子記念子ども読書活動振興基金」に積み立て、児童書の購入や、読書ボランティア等の人材育成・研修会など、子どもの読書活動の振興に計画的に活用します。 2 事業の内容 寄附者 佐藤八重子 さん（東京都在住） 寄附金額 1,000千円 寄附受入日 平成26年6月24日 3 事業費の内訳 (款)教育費 (項)社会教育費 (目)図書館費 (節)積立金 1,000千円 4 特定財源 (款)寄附金 (項)寄附金 (目)教育費指定寄附金 (節)図書館費指定寄附金 1,000千円 《参考》 *平成25年度末基金現在高 200,661,415円 *今回積立額 1,000,000円 *積立後準備基金残高 201,661,415円						
担当課	教育委員会図書館		電話	直通 22-3225		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	京都府税務共同化事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
138	国	府	市債	その他	一般財源	42,767
	92				46	補正後予算額 42,905
1 事業の背景・目的 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー制度）が施行されました。 この制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤となるものです。 社会保障・税番号制度は、各分野の効率性や透明性を高め、市民にとって利便性の高い社会基盤（インフラ）であり、制度の実施スケジュールに従い、関係するシステムの改修を行います。 2 事業の内容 京都地方税機構において共同徴収の実施と課税共同化へ向けた事務を行っていますが、社会保障・税番号制度に対応するため、京都地方税機構が所管するシステムの改修費用を構成各団体で負担します。 3 事業費の内訳 （款）総務費 （項）徴税費 （目）税務総務費 京都地方税機構運営負担金 138千円 4 主な特定財源 （款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）総務費国庫補助金 社会保障・税番号制度システム整備事業（地方税務） （補助率2/3）92千円						
担当課	財務部税務課		電話	直通 24-7024 内線 3352		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	法改正等に伴うシステム更新					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
7,362	国	府	市債	その他	一般財源	9,433
	4,908				2,454	補正後予算額 16,795
1 事業の背景・目的 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー制度）が施行されました。 この制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤となるものです。 社会保障・税番号制度は、各分野の効率性や透明性を高め、市民にとって利便性の高い社会基盤（インフラ）であり、制度の実施スケジュールに従い、関係するシステムの改修を行います。 2 事業の内容 社会保障・税番号制度の導入に対応するため、個人番号、法人番号をデータベースに追加し、運用システムの画面に表示したり税情報を名寄せ、突合するための機能全般を追加するシステムの改修を行います。 3 事業費の内訳 （款）総務費 （項）徴税費 （目）税務総務費 委託料 7,362千円 基幹業務支援システム 3,521千円 課税資料整理システム 2,513千円 滞納管理システム 1,328千円 4 主な特定財源 （款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）総務費国庫補助金 社会保障・税番号制度システム整備事業（地方税務） （補助率2/3） 4,908千円						
担当課	財務部税務課		電話	直通 24-7024 内線 3352		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	社会福祉援護管理事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
7,600	国	府	市債	その他	一般財源	3,124
	5,066				2,534	補正後予算額 10,724
1 事業の背景・目的 マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に関連した事務処理に対応し、行政事務の効率化と市民の利便性の向上を図るために障害福祉システムを改修します。 マイナンバーにより個人情報管理されるため、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、住民及び市役所事務負担が軽減されます。 2 事業の内容 介護給付費関係、自立支援医療関係、障害者手帳関係、特別障害者手当関係、障害児通所給付費関係等の書類に、社会保障・税番号を表示し管理できるよう障害者福祉システム（T o p i c s ‘21）を改修します。 3 事業費の内訳 （款）民生費 （項）社会福祉費 （目）社会福祉援護費 委託料（開発・改修業務）7,600千円 【備考】3ヵ年事業費 19,300千円計上予定 平成26年度 7,600千円、平成27年度 11,200千円、平成28年度 500千円 4 主な特定財源 （款）国庫支出金 （目）国庫補助金 （節）民生費国庫補助金 社会保障・税番号制度システム整備事業（障害者福祉） （補助率2/3）5,066千円						
担当課	福祉保健部社会福祉課		電話	直通 24-7017 内線 2124		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	国民年金事務事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
472	国	府	市債	その他	一般財源	1,795
	472					補正後予算額 2,267
1 事業の背景・目的 社会保障・税番号制度導入のスケジュールでは、国と地方公共団体との情報連携が平成29年7月からの実施予定になっており、それに向けて、地方自治体の国民年金や国民健康保険等の社会保障関係システムの改修を行う必要があります。 システム改修は、国のスケジュールに沿って、平成26年度から3ヵ年をかけ、システム設計、プログラム開発、運用テスト等を進めていくことになり、初年度に必要なとなる費用の予算を補正計上します。 2 事業の内容 国民年金業務の各異動処理や照会処理等の検索項目に個人番号を追加し、個人番号での検索が行えるようにするほか、各異動報告書に個人番号を追加し、対象者等の所得情報や住民票情報の連携を可能にする改修を行うものです。 3 事業費の内訳 （款）民生費 （項）社会福祉費 （目）国民年金事務費 ○システム改修費（委託料） 事業費：472千円 4 主な特定財源 （款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）民生費国庫補助金 ○社会保障・税番号制度システム整備事業（社会福祉費補助金） 補助金：472千円						
担当課	市民人権環境部市民課		電話	直通 24-7057 内線 2248		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,728	国	府	市債	その他	一般財源	23,283
	691				1,037	補正後予算額 25,011
1 事業の背景・目的 平成27年4月から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」における教育・保育給付支給認定の際、他市町村からの転入により、本市に税情報がない保護者は、事前に前住所地の市町村から所得証明書を取得してもらう必要があります。 社会保障・税番号制度を導入することにより、この所得証明書を省略し、利用者の利便性を向上させます。 2 事業の内容 子ども・子育て支援新制度に係る電子システムを社会保障・税番号制度に対応したシステムに改修します。 3 事業費の内訳 （款）民生費 （項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 委託料（開発・改修業務） 1,728千円 4 主な特定財源 （款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）民生費国庫補助金 社会保障・税番号制度システム整備事業（児童福祉） 691千円						
担当課	福祉保健部子育て支援課		電話	直通 24-7011 内線 2114		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	児童扶養手当システム改修事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
272	国	府	市債	その他	一般財源	1,923
	109				163	補正後予算額 2,195
1 事業の背景・目的 児童扶養手当の支給申請時、現況届の際に、転入の時期により、福知山市に税情報がない転入者は、転入前に居住の市町村から申請者（受給者）の所得証明を取得してもらう必要があります。 社会保障・税番号制度の導入により、所得証明を省略することができ、手続きを簡略化します。 2 事業の内容 児童扶養手当システムを社会保障・税番号制度に対応したシステムに改修します。 3 事業費の内訳 （款）民生費 （項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 委託料（開発・改修業務） 272千円 4 主な特定財源 （款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）民生費国庫補助金 社会保障・税番号制度システム整備事業（児童福祉） 109千円						
担当課	福祉保健部子育て支援課		電話	直通 24-7011 内線 2114		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	児童手当支給事務事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
3,000	国	府	市債	その他	一般財源	1,334
	1,200				1,800	補正後予算額 4,334
1 事業の背景・目的 児童手当の支給申請時、現況届の際に、転入の時期により、福知山市に税情報がない転入者は、転入前に居住の市町村から申請者（受給者）の所得証明を取得してもらう必要があります。 社会保障・税番号制度の導入により、所得証明を省略することができ、手続きを簡略化します。 2 事業の内容 児童手当システムを社会保障・税番号制度に対応したシステムに改修します。 3 事業費の内訳 （款）民生費 （項）児童福祉費 （目）児童措置費 委託料（開発・改修業務） 3,000千円 4 主な特定財源 （款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）民生費国庫補助金 社会保障・税番号制度システム整備事業（児童福祉） 1,200千円						
担当課	福祉保健部子育て支援課		電話	直通 24-7011 内線 2114		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	生活保護管理事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,620	国	府	市債	その他	一般財源	8,422
	1,000				620	補正後予算額 10,042
1 事業の背景・目的 マイナンバー法により社会保障・税番号制度が導入されることに伴い、個人番号情報提供ネットワークシステムを通じた情報の共有を可能にするために、生活保護システムの改修を行います。 システム構築後は、市町村・ハローワーク・年金事務所等が共有する情報連携に基づき、効率的な調査が可能となり、速やかな生活保護の決定ができるようになります。 なお、情報提供ネットワークシステムを通じた関係機関の情報連携は、平成29年7月から実施される予定で、これに必要な既存システムの改修は、平成27年12月までに完成させる必要があります。 2 事業の内容 国の社会保障・税番号制度導入プログラムに従い3年間の作業工程で実施します。 【システム改修内容】 ・個人番号による検索機能の追加など個人番号を利用するためのプログラム改修 ・個人番号利用に伴う画面・帳票表示機能の追加 ・個人情報保護セキュリティ設計 3 事業費の内訳 （款）民生費 （項）生活保護費 （目）生活保護総務費 委託料（開発・改修業務） 1,620千円 4 主な特定財源 （款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）民生費国庫補助金 社会保障・税番号制度システム整備事業（生活保護） 1,000千円						
担当課	福祉保健部社会福祉課		電話	直通 24-7012 内線 2131		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	総合健康管理システム改修事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,600	国	府	市債	その他	一般財源	0
	1,066				534	補正後予算額 1,600
1 事業の背景・目的 国民一人ひとりに個人番号を付番し、社会保障・税等の各分野で利用される「社会保障・税番号制度」が導入され、平成28年1月から個人番号の利用が開始されます。 また、平成29年7月からは、地方公共団体間の情報連携が開始されます。 この「社会保障・税番号制度」に対応するため、健康管理システムの改修を行います。 2 事業の内容 平成28年1月の個人番号利用開始に向けたシステム改修 (1)照会画面のシステム改修（開発） ①照会処理の検索項目に個人番号を追加し、個人番号での検索が行えるようにする。 ②該当者選択画面に個人番号を追加し、表示可能とする。 ③照会画面に個人番号を追加し、表示可能とする。 3 事業費の内訳 (款)衛生費 (項)保健衛生費 (目)保健衛生総務費 委託料（開発・改修業務） 1,600千円 4 主な特定財源 (款)国庫支出金 (項)国庫補助金 (目)衛生費国庫補助金 社会保障・税番号制度システム整備事業（健康管理） 1,600千円×2/3＝1,066千円						
担当課	福祉保健部健康推進室		電話	直通 23-2788 内線 6200		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	【国民健康保険事業特別会計】 国保運営事業一般経費 京都府税務共同化事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
2,247	国	府	市債	その他	一般財源	7,949,600
				2,247		補正後予算額 7,951,847
1 事業の背景・目的 社会保障・税番号制度導入のスケジュールでは、国と地方公共団体との情報連携が平成29年7月からの実施予定になっており、それに向けて、地方自治体の国民年金や国民健康保険等の社会保障関係システムの改修を行う必要があります。 システム改修は、国のスケジュールに沿って、平成26年度から3ヵ年をかけ、システム設計、プログラム開発、運用テスト等を進めていくことになり、初年度に必要となる費用の予算を補正計上します。 2 事業の内容 国民健康保険業務の各異動処理や照会処理等の検索項目に個人番号を追加し、個人番号での検索が行えるようにするほか、各異動報告書に個人番号を追加し、対象者等の所得情報や住民票情報の連携を可能にする改修を行うものです。 3 事業費の内訳 国保運営事業一般経費（高額療養費支給管理システム改修） 756千円 国保運営事業一般経費（基幹業務支援システム改修） 1,408千円 京都府税務共同化事業（京都地方税機構システム改修国保負担分） 83千円 4 主な特定財源 （款）繰入金 （項）他会計繰入金 （目）一般会計繰入金 一般会計繰入金 2,247千円						
担当課	市民人権環境部保険課		電話	直通 24-7015 内線 2261		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】 介護保険事業運営					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
6,974	国	府	市債	その他	一般財源	4,928
				6,974		補正後予算額 11,902
1 事業の背景・目的 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に関連した事務処理に対応し、行政事務の効率化と市民の利便性の向上を図るため、介護保険事業運営に関するシステムの改修を行います。 2 事業の内容 介護保険の被保険者資格管理、保険料賦課、保険給付費の支給などの書類に、社会保障・税番号を表示し管理できるように介護保険システムを改修します。 3 事業費の内訳 （款）総務費 （項）総務管理費 （目）一般管理費 委託料（開発・改修業務） 6,974千円 4 主な特定財源 （款）繰入金 （項）一般会計繰入金 （目）その他一般会計繰入金						
担当課	福祉保健部高齢者福祉課		電話	直通 24-7013 内線 2144		

施策名	社会保障・税番号制度（マイナンバー）関連					（単位：千円）
事業名	【後期高齢者医療事業特別会計】 後期高齢者医療事業一般経費					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
2,300	国	府	市債	その他	一般財源	1,831,800
				2,300		補正後予算額 1,834,100
1 事業の背景・目的 社会保障・税番号制度導入のスケジュールでは、国と地方公共団体との情報連携が平成29年7月からの実施予定になっており、それに向けて、地方自治体の国民年金や国民健康保険等の社会保障関係システムの改修を行う必要があります。 システム改修は、国のスケジュールに沿って、平成26年度から3ヵ年をかけ、システム設計、プログラム開発、運用テスト等を進めていくことになり、初年度に必要となる費用の予算を補正計上します。 2 事業の内容 後期高齢者医療業務の各異動処理や照会処理等の検索項目に個人番号を追加し、個人番号での検索が行えるようにするほか、各異動報告書に個人番号を追加し、対象者等の所得情報や住民票情報の連携を可能にする改修を行うものです。 3 事業費の内訳 後期高齢者医療事業一般経費（後期高齢者医療システム改修） 2,300千円 4 主な特定財源 （款）繰入金 （項）他会計繰入金 （目）一般会計繰入金 一般会計繰入金 2,300千円						
担当課	市民人権環境部保険課		電話	直通 24-7018 内線 2145		

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】 介護給付費準備基金積立金／介護給付費負担金等返還金					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
126,139	国	府	市債	その他	一般財源	242
				126,139		補正後予算額 126,381
1 事業の背景・目的						
介護保険事業（保険事業勘定）の財源である介護給付費国庫負担金、介護給付費府負担金、支払基金交付金については、概算払いとなるため、翌年度において精算を行うこととなります。平成25年度についてはすべて超過交付となったため、平成26年度において返還を行う必要があります。						
また、介護保険事業勘定の決算繰越金のうち、上記返還金を除いた分については、介護保険事業の円滑な運営に資するために設置している介護給付費準備基金に積み立てることとしています。						
2 事業の内容						
平成25年度の介護保険事業（保険事業勘定）により生じた決算剰余金のうち、平成25年度に超過交付となった、介護給付費国庫負担金、介護給付費府負担金、支払基金交付金を返還し、その残額を介護給付費準備基金に積み立てます。						
3 事業費の内訳						
介護保険事業（保険事業勘定）決算剰余金 126,138,422円 …①						
介護給付費国庫負担金返還金 18,711,910円 …②						
介護給付費府負担金返還金 13,915,291円 …③						
支払基金交付金返還金 28,329,412円 …④						
【補正】介護給付費負担金等返還金（②＋③＋④） 60,956,613円						
《介護保険事業特別会計》						
（款）諸支出金 （項）償還金及び還付加算金 （目）償還金						
（節）償還金、利子及び割引料						
【補正】介護給付費準備基金積立金（①－（②＋③＋④）） 65,181,809円						
《介護保険事業特別会計》						
（款）基金積立金 （項）基金積立金 （目）介護給付費準備基金積立金						
（節）積立金						
《参考》						
＊平成25年度末準備基金現在高 74,307,640円						
＊今回積立額 65,181,809円						
＊積立後準備基金残高 139,489,449円						
4 主な特定財源						
（款）繰越金 （項）繰越金 （目）繰越金						
前年度繰越金						
担当課	福祉保健部高齢者福祉課			電話	直通 24-7013 内線 2144	

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	【介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）】 介護サービス事業基金積立金					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
3,060	国	府	市債	その他	一般財源	66
				3,060		補正後予算額 3,126
1 事業の背景・目的 介護サービス事業勘定の決算繰越金については、介護サービス事業の健全な財政運営に資するために設置している介護サービス事業基金に積み立てることとしています。 2 事業の内容 平成25年度の介護サービス事業勘定により生じた決算剰余金を介護サービス事業基金に積み立てます。 3 事業費の内訳 【基金積立額】 介護保険事業（介護サービス事業勘定）決算剰余金 3,059,662円 （款）基金積立金 （項）基金積立金 （目）介護サービス事業基金積立金 積立金 《参考》 *平成25年度末基金現在高 29,579,858円 *今回積立額 3,059,662円 *積立後準備基金残高 32,639,520円 4 主な特定財源 （款）繰越金 （項）繰越金 （目）繰越金 前年度繰越金						
担当課	福祉保健部高齢者福祉課		電話	直通 24-7013 内線 2144		

施策名	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり					(単位：千円)
事業名	【下水道事業会計】 土師新町・堀高田貯留施設設置事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
99,000	国	府	企業債	その他	一般財源	5,802,400
	49,500		49,500			補正後予算額 5,901,400

1 事業の背景・目的

平成25年度から平成26年度にかけて継続事業で実施している土師地区及び堀地区の浸水対策工事に係る事業費を補正します。

2 事業の内容

土師新町公園及び堀高田公園で着手している雨水貯留施設築造工事において、地盤が当初設計より硬質であることが判明し、仮設工事の工法等に変更が生じたため、継続事業の平成26年度年割額を増額補正します。

土師新町貯留施設設置事業

(単位：千円)

補正前 ①			補正後 ②			差引補正額 ②－①		
総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
474,000	25	190,000	557,000	25	190,000	83,000	25	0
	26	284,000		26	367,000		26	83,000

堀高田貯留施設設置事業

(単位：千円)

補正前 ①			補正後 ②			差引補正額 ②－①		
総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
314,000	25	126,000	330,000	25	126,000	16,000	25	0
	26	188,000		26	204,000		26	16,000

3 事業費の内訳

(資本的支出)

管渠施設拡張事業費 雨水管渠布設事業費

・土師新町貯留施設築造工事	83,000千円	
・堀高田貯留施設築造工事	16,000千円	計 99,000千円

4 主な特定財源

(資本的収入)

国府補助金 国庫補助金

・社会資本整備総合交付金	49,500千円
--------------	----------

企業債 建設改良企業債

・下水道事業債	49,500千円	計 99,000千円
---------	----------	------------

担当課	上下水道部下水道課	電話	直通 23-2085 内線 72-401
-----	-----------	----	----------------------

◆ 条例関連議案

1 福知山市税条例（一部改正）

【税務課】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の概要

- (1) 法人税法において、外国法人の恒久的施設をその事務所及び事業所と定義することとした。
(第18条関係)
- (2) 地方税法の一部改正により、条例で引用する条項の変更が生じたため、文言の整理を行うこととした。
(第25条第5項関係)
- (3) 法人市民税税率を14.7%から12.1%にすることとした。
(第26条の4関係)
- (4) 申告書の様式を市の独自様式に変更することに伴い、現行の総務省様式は不要となるため、規定を削ることとした。
(第27条の2関係)
- (5) 法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴い、規定の整備を行うこととした。
(第30条の6第2項及び第5項関係)
- (6) 法人税法において、外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
(第30条の7関係)
- (7) 軽自動車税の税率を改正することとした。
(第47条関係)
- (8) 軽自動車税の納期を5月1日から同月31日までに改めることとした。
(第48条第2項関係)
- (9) 租税特別措置法の改正に伴う文言の整理を行うこととした。
(附則第5条の2の3関係)
- (10) 地方税法の一部改正により、条例で引用する条項の変更が生じたため、文言の整理を行うこととした。
(附則第7条の4関係)
- (11) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税特例を平成30年度まで延長することとした。
(附則第8条関係)
- (12) 新規登録を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して重課することとした。
(附則第16条関係)
- (13) 条例で引用する法の条項を明確化することとした。
(附則第19条及び第19条の2第2項関係)
- (14) 贈与等により払い出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、その贈与等の時の払い出し時の金額で非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなすこととした。
(附則第19条の3第2項関係)
- (15) 地方税法に定められており、市税条例で定める必要がないため削ることとした。
(旧附則第21条、旧附則第21条の2及び旧附則第22条)
- (16) 条を削ったことに伴う条番号の繰上げを行った。
(附則第21条関係)
- (17) 文言の整理を行うこととした。
(附則第21条、第23条第1項、同条第2項、第26条の9、第27条の2第1項、同条第6項、同条第7項、同条第8項、第27条の3第1項)

3 施行期日

- (3) 及び (17) 平成26年10月1日

- (4)、(9)、(11)、(14)、(15) 及び (16) 平成27年1月1日
- (7) 及び (8) 平成27年4月1日
- (2) 平成28年1月1日
- (1)、(5)、(6) 及び (12) 平成28年4月1日
- (10) 及び (13) 平成29年1月1日

2 福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 【子育て支援課】 (新規)

1 制定の理由

児童福祉法の改正に伴い、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の認可基準を条例で制定する必要がある。

2 制定の概要

- (1) 条例の趣旨について定めることとした。 (第1条関係)
- (2) 用語の定義は、法に定めるところによることとした。 (第2条関係)
- (3) 最低基準を定める目的について定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 最低基準の向上について定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 家庭的保育事業者等における設備及び運営の向上等について定めることとした。 (第5条関係)
- (6) 家庭的保育事業者等が守るべき一般原則について定めることとした。 (第6条関係)
- (7) 家庭的保育事業者等と保育所等との連携について定めることとした。 (第7条関係)
- (8) 非常災害対策について定めることとした。 (第8条関係)
- (9) 家庭的保育事業者等の職員の一般的要件について定めることとした。 (第9条関係)
- (10) 家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等について定めることとした。 (第10条関係)
- (11) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について定めることとした。 (第11条関係)
- (12) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則について定めることとした。 (第12条関係)
- (13) 利用乳幼児に対する虐待等の禁止について定めることとした。 (第13条関係)
- (14) 懲戒に係る権限の濫用禁止について定めることとした。 (第14条関係)
- (15) 衛生管理等について定めることとした。 (第15条関係)
- (16) 利用乳乳幼児に提供する食事について定めることとした。 (第16条関係)
- (17) 食事の提供の特例について定めることとした。 (第17条関係)
- (18) 利用乳幼児及び職員の健康診断について定めることとした。 (第18条関係)
- (19) 家庭的保育事業等で定めておかなければならない内部の規程について定めることとした。 (第19条関係)
- (20) 家庭的保育事業所等に備える帳簿について定めることとした。 (第20条関係)
- (21) 業務上知り得た秘密の保持等について定めることとした。 (第21条関係)
- (22) 苦情への対応について定めることとした。 (第22条関係)
- (23) 家庭的保育事業の設備の基準について定めることとした。 (第23条関係)

- (24) 家庭的保育事業所の職員について定めることとした。(第 24 条関係)
- (25) 家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とすることとした。(第 25 条関係)
- (26) 家庭的保育事業における保育の内容については、保育する乳幼児の心身の状況等に応じて提供しなければならないこととした。(第 26 条関係)
- (27) 家庭的保育事業における保育する乳幼児の保護者との連絡について定めることとした。(第 27 条関係)
- (28) 小規模保育事業の区分について定めることとした。(第 28 条関係)
- (29) 小規模保育事業所 A 型の設備の基準について定めることとした。(第 29 条関係)
- (30) 小規模保育事業所 A 型の職員について定めることとした。(第 30 条関係)
- (31) 小規模保育事業所 A 型の保育時間等について、家庭的保育事業所等の規定を準用することとした。(第 31 条関係)
- (32) 小規模保育事業所 B 型の職員について定めることとした。(第 32 条関係)
- (33) 小規模保育事業所 B 型の保育時間等について、家庭的保育事業所等の規定を準用することとした。(第 33 条関係)
- (34) 小規模保育事業所 C 型の設備の基準について定めることとした。(第 34 条関係)
- (35) 小規模保育事業所 C 型の職員について定めることとした。(第 35 条関係)
- (36) 小規模保育事業所 C 型の利用定員について定めることとした。(第 36 条関係)
- (37) 小規模保育事業所 C 型の保育時間等について、家庭的保育事業所等の規定を準用することとした。(第 37 条関係)
- (38) 居宅訪問型保育事業について定めることとした。(第 38 条関係)
- (39) 居宅訪問型保育事業者の設備及び備品について定めることとした。(第 39 条関係)
- (40) 居宅訪問型保育事業の職員について定めることとした。(第 40 条関係)
- (41) 居宅訪問型保育事業の連携施設について定めることとした。(第 41 条関係)
- (42) 居宅訪問型保育事業の保育時間等について、家庭的保育事業所等の規定を準用することとした。(第 42 条関係)
- (43) 事業所内保育事業の利用定員の設定について定めることとした。(第 43 条関係)
- (44) 保育所型事業所内保育事業の設備の基準について定めることとした。(第 44 条関係)
- (45) 保育所型事業所内保育事業の職員について定めることとした。(第 45 条関係)
- (46) 保育所型事業所内保育事業の連携施設に関する特例について定めることとした。(第 46 条関係)
- (47) 保育所型事業所内保育事業の保育時間等について、家庭的保育事業所等の規定を準用することとした。(第 47 条関係)
- (48) 小規模型事業所内保育事業の職員について定めることとした。(第 48 条関係)
- (49) 小規模型事業所内保育事業の保育時間等について、家庭的保育事業所等の規定を準用することとした。(第 49 条関係)

3 施行期日

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日

3 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新規） 【子育て支援課】

1 制定の理由

子ども・子育て支援法等の施行に伴い、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の確認基準を条例で制定する必要がある。

2 制定の概要

- (1) 条例の趣旨について定めることとした。 （第1条関係）
- (2) 用語の定義について定めることとした。 （第2条関係）
- (3) 特定教育・保育施設等の一般原則について定めることとした。 （第3条関係）
- (4) 特定教育・保育施設の利用定員について定めることとした。 （第4条関係）
- (5) 特定教育・保育施設の利用申込者に対する内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。 （第5条関係）
- (6) 特定教育・保育施設の利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等について定めることとした。 （第6条関係）
- (7) 特定教育・保育施設に対する市町村が行うあっせん、調整及び要請に対する協力について定めることとした。 （第7条関係）
- (8) 特定教育・保育施設の受給資格等の確認について定めることとした。 （第8条関係）
- (9) 特定教育・保育施設の支給認定の申請に係る援助について定めることとした。 （第9条関係）
- (10) 特定教育・保育施設における支給認定子どもの心身の状況等の把握について定めることとした。 （第10条関係）
- (11) 小学校等との連携について定めることとした。 （第11条関係）
- (12) 特定教育・保育の提供の記録について定めることとした。 （第12条関係）
- (13) 特定教育・保育の利用者負担額等の受領について定めることとした。 （第13条関係）
- (14) 特定教育・保育施設の施設型給付費等の額に係る通知等について定めることとした。 （第14条関係）
- (15) 特定教育・保育の取扱方針について定めることとした。 （第15条関係）
- (16) 特定教育・保育に関する評価等について定めることとした。 （第16条関係）
- (17) 特定教育・保育施設の支給認定子どもに係る相談及び援助について定めることとした。 （第17条関係）
- (18) 特定教育・保育施設の支給認定子どもに係る緊急時等の対応について定めることとした。 （第18条関係）
- (19) 特定教育・保育の支給認定保護者に関する市町村への通知について定めることとした。 （第19条関係）
- (20) 特定教育・保育施設において定めなければならない運営規定について定めることとした。 （第20条関係）
- (21) 特定教育・保育施設の勤務体制の確保等について定めることとした。 （第21条関係）
- (22) 特定教育・保育施設の定員の遵守について定めることとした。 （第22条関係）
- (23) 特定教育・保育施設の重要事項の掲示について定めることとした。 （第23条関係）

- (24) 特定教育・保育施設における支給認定子どもを平等に取り扱う原則について定めることとした。(第 24 条関係)
- (25) 特定教育・保育施設の支給認定子どもに対する虐待等の禁止について定めることとした。(第 25 条関係)
- (26) 特定教育・保育施設における懲戒に係る権限の濫用禁止について定めることとした。(第 26 条関係)
- (27) 特定教育・保育において業務上知り得た秘密の保持等について定めることとした。(第 27 条関係)
- (28) 特定教育・保育施設の情報の提供等について定めることとした。(第 28 条関係)
- (29) 特定教育・保育における利益供与等の禁止について定めることとした。(第 29 条関係)
- (30) 特定教育・保育施設の苦情解決について定めることとした。(第 30 条関係)
- (31) 特定教育・保育施設と地域との連携等について定めることとした。(第 31 条関係)
- (32) 特定教育・保育施設の事故発生の防止及び発生時の対応について定めることとした。(第 32 条関係)
- (33) 特定教育・保育施設の会計の区分について定めることとした。(第 33 条関係)
- (34) 特定教育・保育施設の記録の整備について定めることとした。(第 34 条関係)
- (35) 特定教育・保育施設の特別利用保育の基準について定めることとした。(第 35 条関係)
- (36) 特定教育・保育施設の特別利用教育の基準について定めることとした。(第 36 条関係)
- (37) 特定地域型保育事業の利用定員について定めることとした。(第 37 条関係)
- (38) 特定地域型保育事業の利用申込者に対する内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第 38 条関係)
- (39) 特定地域型保育事業の利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等について定めることとした。(第 39 条関係)
- (40) 特定地域型保育事業に対する市町村が行うあっせん、調整及び要請に対する協力について定めることとした。(第 40 条関係)
- (41) 特定地域型保育事業における支給認定子どもの心身の状況等の把握について定めることとした。(第 41 条関係)
- (42) 特定教育・保育施設等との連携について定めることとした。(第 42 条関係)
- (43) 特定地域型保育の利用者負担額等の受領について定めることとした。(第 43 条関係)
- (44) 特定地域型保育の取扱方針について定めることとした。(第 44 条関係)
- (45) 特定地域型保育に関する評価等について定めることとした。(第 45 条関係)
- (46) 特定地域型保育事業者が定めなければならない運営規定について定めることとした。(第 46 条関係)
- (47) 特定地域型保育事業者の勤務体制の確保等について定めることとした。(第 47 条関係)
- (48) 特定地域型保育事業者の定員の遵守について定めることとした。(第 48 条関係)
- (49) 特定地域型保育事業者の記録の整備について定めることとした。(第 49 条関係)
- (50) 特定地域型保育事業者の受給資格等の確認等について特定教育・保育施設の規定

- を準用することとした。(第 50 条関係)
- (51) 特別利用地域型保育の基準について定めることとした。(第 51 条関係)
- (52) 特定利用地域型保育の基準について定めることとした。(第 52 条関係)

- 3 施行期日
子ども・子育て支援法の施行の日

4 福知山市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例(新規) 【子育て支援課】

- 1 制定の理由
子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第 8 7 条の規定に基づき、過料に処す場合について条例を制定する必要がある。
- 2 制定の概要
(1) 条例の趣旨について定めることとした。(第 1 条関係)
(2) 以下の場合に、過料に処することを定めることとした。(第 2 条関係)
ア 世帯主等が、正当な理由なく法第 1 3 条第 1 項の規定による報告等をしない場合
イ 教育・保育を行う者が、正当な理由なく法第 1 4 条第 1 項の規定による報告等をしない場合
ウ 支給認定保護者が、法第 2 3 条第 2 項若しくは第 4 項又は法第 2 4 条第 2 項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない場合
(3) 過料の額等は情状により市長が定めることとした。(第 3 条関係)
- 3 施行期日
子ども・子育て支援法の施行の日

5 福知山市バス運行事業に関する条例(一部改正) 【生活交通課】

- 1 改正の理由
川合小学校を細見小学校へ統合することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
別表から川合小学校の文言を削ることとした。(別表第 3 関係)
- 3 施行期日
平成 2 7 年 4 月 1 日

6 福知山市福祉事務所設置条例(一部改正) 【地域福祉課】

- 1 改正の理由
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一

部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の概要

条例中に引用する「母子及び寡婦福祉法」の名称を、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めることとした。
(第2条関係)

3 施行期日

平成26年10月1日

7 福知山市総合福祉会館条例（一部改正）

【地域福祉課】

1 改正の理由

福知山市総合福祉会館を利用料金制に移行するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 利用料金について次のとおり定めることとした。

ア 利用料金は、この条例の目的内で利用する場合は無料とし、目的外で利用する場合は利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととした。

イ 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を受けて定めることとした。

ウ 利用料金の額は、施設に掲示しなければならないこととした。

エ 利用料金は、指定管理者の収入として収受させることとした。

オ 利用料金は、原則として前納しなければならないこととした。

(第11条第1項から第4項まで及び別表関係)

(2) 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、市長の承認を受けて利用料金を減免できることとした。
(第12条関係)

(3) 文言の整理を行うこととした。

(第3条、第5条、第9条、第10条、第11条第5項、第13条、第14条、第15条第2項及び第16条関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

8 福知山市夜久野町ふれあいの里福祉センター等条例（一部改正）

〔福知山市夜久野町体育施設条例（一部改正）〕

【地域福祉課】

1 改正の理由

福知山市夜久野町ふれあいの里体育館を利用料金制に移行すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 福祉センター等に福知山市夜久野町ふれあいの里体育館を加えることとした。

(第1条及び別表関係)

(2) 福知山市夜久野町ふれあいの里体育館を加えることに伴い、事業内容を改めるこ

- とした。(第2条関係)
(3) 福知山市夜久野町体育施設条例から夜久野町ふれあいの里体育館の項を削ること
等とした。(附則第2項関係)
(4) 文言の整理を行うこととした。(第13条関係)

- 3 施行期日
平成27年4月1日

9 福知山市保育所条例（一部改正） **【子育て支援課】**

- 1 改正の理由
子ども・子育て支援法等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
- 2 改正の概要
法の規定に基づき、文言等を整理することとした。
(第1条、第3条、第4条及び第5条関係)
- 3 施行期日
子ども・子育て支援法の施行の日

10 福知山市大江町老人福祉センター条例（一部改正） **【地域福祉課】**

- 1 改正の理由
福知山市大江町老人福祉センターを利用料金制に移行するため、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
(1) 利用料金について次のとおり定めることとした。
ア 利用料金は、原則として無料とし、この条例及び規則で定める団体に属する者以外の者が利用する場合は利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととした。
イ 利用料金が無料の場合でも、指定管理者が必要と認めるときは、電気代等の実費を徴収することができることとした。
ウ 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を受けて定めることとした。
エ 利用料金の額は、施設に掲示しなければならないこととした。
オ 利用料金は、指定管理者の収入として収受させることとした。
(第10条、別表関係)
(2) 利用料金の減免は、指定管理者が特に必要と認めた場合に市長の承認を受けてできることとした。
(第11条関係)
(3) 文言の整理を行うこととした。
(第7条、第9条、第12条及び第14条関係)
- 3 施行期日
平成27年4月1日

11 福知山市保育の実施に関する条例（廃止）

【子育て支援課】

- 1 廃止の理由
子ども・子育て支援法等の施行に伴い、条例を廃止する必要があるため。
- 2 施行期日
子ども・子育て支援法の施行の日

12 中丹地域有害鳥獣処理施設条例（新規）

【林業振興課】

- 1 制定の理由
中丹地域有害鳥獣処理施設の設置に伴い、条例を制定する必要がある。
- 2 制定の概要
 - (1) 中丹有害鳥獣処理施設の設置目的及び所在地について定めることとした。
(第1条関係)
 - (2) 事業内容を定めることとした。
(第2条関係)
 - (3) 設置する処理施設の概要について定めることとした。
(第3条関係)
 - (4) 処理施設の管理は、指定管理者が行うこととした。
(第4条関係)
 - (5) 指定管理者が行う業務について定めることとした。
(第5条関係)
 - (6) 指定管理者が行う管理の基準について定めることとした。
(第6条関係)
 - (7) 処理施設の操業時間について定めることとした。
(第7条関係)
 - (8) 処理施設の休業日について定めることとした。
(第8条関係)
 - (9) 会議研修棟の使用の許可について定めることとした。
(第9条関係)
 - (10) 会議研修棟の使用を不許可とする場合について定めることとした。
(第10条関係)
 - (11) 会議研修棟の使用料は原則として無料とし、指定管理者が必要と認めるときは、電気代等の実費を徴収することができることとした。
(第11条関係)
 - (12) 使用許可の取消等について定めることとした。
(第12条関係)
 - (13) 使用後又は使用許可を取り消されたときの原状回復について定めることとした。
(第13条関係)
 - (14) 損害賠償について定めることとした。
(第14条関係)
- 3 施行期日
規則で定める日

**13 福知山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例（新規）** **【生涯学習課】**

1 制定の理由

児童福祉法等の改正に伴い、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準を条例で制定する必要がある。

2 制定の概要

- (1) 条例の趣旨について定めることとした。 (第1条関係)
- (2) 用語の定義は、法に定めるところによることとした。 (第2条関係)
- (3) 最低基準について定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 最低基準の向上について定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 放課後児童健全育成事業における設備及び運営の向上等について定めることとした。 (第5条関係)
- (6) 放課後児童健全育成事業者の一般原則について定めることとした。 (第6条関係)
- (7) 非常災害対策について定めることとした。 (第7条関係)
- (8) 職員の一般的要件について定めることとした。 (第8条関係)
- (9) 職員の知識及び技能の向上等について定めることとした。 (第9条関係)
- (10) 設備の基準について定めることとした。 (第10条関係)
- (11) 職員の資格等について定めることとした。 (第11条関係)
- (12) 差別的取扱いの禁止について定めることとした。 (第12条関係)
- (13) 利用者に対する虐待等の禁止について定めることとした。 (第13条関係)
- (14) 衛生管理等について定めることとした。 (第14条関係)
- (15) 放課後児童健全育成事業所ごとに定めておかなければならない運営規程について定めることとした。 (第15条関係)
- (16) 帳簿の整備について定めることとした。 (第16条関係)
- (17) 秘密保持等について定めることとした。 (第17条関係)
- (18) 苦情への対応について定めることとした。 (第18条関係)
- (19) 開所時間及び日数について定めることとした。 (第19条関係)
- (20) 保護者との連絡について定めることとした。 (第20条関係)
- (21) 関係機関との連携について定めることとした。 (第21条関係)
- (22) 事故発生時の対応について定めることとした。 (第22条関係)

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日

14 福知山市営特定公共賃貸住宅条例（一部改正） **【建築課】**

1 改正の理由

芦刈大平団地の一部を用途廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

芦刈大平団地の戸数を10戸から4戸に改めることとした。 (別表関係)

- 3 施行期日
公布の日

15 福知山市立学校設置条例（一部改正）

【教育総務課】

- 1 改正の理由
福知山市立小学校及び福知山市立幼稚園における統廃合の実施のため、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
別表から福知山市立三岳小学校、福知山市立川合小学校、福知山市立大正幼稚園、福知山市立雀部幼稚園及び福知山市立遷喬幼稚園を削ることとした。（別表関係）
- 3 施行期日
平成27年4月1日

16 福知山市少年補導センター条例（一部改正）

【生涯学習課】

- 1 改正の理由
福知山市少年補導センターの移転に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
所在地を「福知山市字岡ノ175番地の1」に改めることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日
公布の日

◆ その他の議案

■ 工事請負契約の締結について

【企画課】

- 1 工事名 (仮称) 市民会館・中央公民館改修工事
- 2 契約の方法 公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 495,720,000 円
- 4 契約の相手方 西田・柏原共同企業体
代表者 福知山市字天田小字犬丸131番地の1
西田工業株式会社
代表取締役社長 西田泰晤
構成員 福知山市字観音寺304番地の16
株式会社柏原工務店
代表取締役 柏原定夫

■ 工事請負契約の変更について

【総務課】

- 1 工 事 名 福知山市庁舎耐震改修工事
- 2 変更前契約金額 813,750,000 円
- 3 変更後契約金額 844,652,040 円
- 4 変 更 理 由 地質状況による杭孔保護方法及び土留工法の変更並びに福知山市工事請負契約約款第25条第6項のインフレスライド条項の適用による。
- 5 契約の相手方 西田・大栄共同企業体
代表者 福知山市字天田小字犬丸131番地の1
西田工業株式会社
代表取締役社長 西田泰晤
構成員 福知山市字天田848-3
大栄工業株式会社
代表取締役 角井俊一

■ 物品の取得について

【情報推進課】

- 1 物品名 地域イントラネットワーク機器
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 取得価格 39,960,000 円
- 4 契約の相手方 福知山市篠尾新町1丁目101番地
都築テクノサービス株式会社北京都支店
支店長 高津成央

■ 物品の取得について

【消防本部】

- 1 物品名 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ａ）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 ５４，９７２，０００円
- 4 契約の相手方 兵庫県朝来市和田山町玉置４６１
有限会社西垣消防器具製作所
代表取締役 西 垣 隆

■ 物品の取得について

【消防本部】

- 1 物品名 消防団簡易デジタル無線機器
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 ５３，１３６，０００円
- 4 契約の相手方 福知山市字観音寺１７９番地の４
大槻ポンプ工業株式会社福知山営業所
所長 西 口 和 孝

■ 訴えの提起（裁判上の和解を含む）について ２件

【建築課】

事件の種類	事件の内容
市営住宅の明渡し及び家賃並びに損害賠償金の支払の請求	相手方は市営住宅の入居者であるが、平成２６年８月１９日現在５９か月分の家賃１，１６５，６００円を滞納している。 このため、本市は、相手方に対し文書による催促を始めとして、再三にわたり滞納家賃を支払うよう請求したが、現在もなお滞納家賃を支払わない。 そこで、市営住宅の明渡し及び家賃並びに損害賠償金の支払を求める訴えの提起又は裁判上の和解を行おうとするものである。
同上	相手方は市営住宅の入居者であるが、平成２６年８月１９日現在６４か月分の家賃１，２７５，０６７円を滞納している。 このため、本市は、相手方に対し文書による催促を始めとして、再三にわたり滞納家賃を支払うよう請求したが、現在もなお滞納家賃を支払わない。 そこで、市営住宅の明渡し及び家賃並びに損害賠償金の支払を求める訴えの提起又は裁判上の和解を行おうとするものである。

■ 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について 4件【表内各課】

次の4施設について指定管理者の指定期間を延長する。関連して、補正予算においてそれぞれの施設の翌年度以降の指定管理料を債務負担行為として設定する。

施設名称（位置） 【担当課】	指定管理者	指定期間と債務負担行為限度額	
福知山市ファーム ガーデンやくの 展示販売用温室 （やくのペゴニア 園） （福知山市夜久野町 平野 232 番地の 54） 【夜久野支所】	株式会社 西本 （代表取締役 西本 庄之助）	変更前	H23. 4. 1～H27. 3. 31
		変更後	H23. 4. 1～H28. 3. 31
		（変更理由） 福知山市ファームガーデンやくの他の指定管理施設の指定期間が平成 27 年度までとなっており、平成 28 年度から本施設を含めて 1 指定管理者により一体的に管理運営することとするため、指定期間を 1 年延長する。 債務負担行為限度額 9,502 千円	
福知山市大呂自然 休養村センター （福知山市大呂 294 番地の 1） 【農林管理課】	福知山市大呂自然 休養村センター運 営委員会（委員長 加藤 晋吾）	変更前	H22. 4. 1～H27. 3. 31
		変更後	H22. 4. 1～H28. 3. 31
		（変更理由） 平成 26 年度から平成 27 年度にかけて大呂自然休養村整備事業においてセンター建替えを実施予定であり、新施設を含めた一体的な管理運営を行う指定管理者の選定を平成 27 年度中に実施するため、現行の指定管理者に対する指定期間を 1 年延長する。 債務負担行為限度額 904 千円	
福知山市大江町小 規模農家支援セン ター（福知山市大 江町公庄 6 3 0 番 地の 1） 【農業振興課】	有限会社 やくの 農業振興団（代表取 締役 中島俊則）	変更前	H24. 4. 1～H27. 3. 31
		変更後	H24. 4. 1～H28. 3. 31
		（変更理由） 平成 28 年度からの民間譲渡を前提に、それまでの調整期間を確保し、かつ滞りなく管理を行うため、現行の指定期間を 1 年延長する。 債務負担行為限度額 1,351 千円	
福知山市自転車等 駐車場及び福知山 市駅前広場 （福知山市駅前町 4 3 3 番地ほか） 【都市整備課】	株式会社ハウスビ ルシステム（代表取 締役 坂下 芳史）	変更前	H22. 4. 1～H27. 3. 31
		変更後	H22. 4. 1～H29. 3. 31
		（変更理由） 現在施設の管理運営は平成 26 年度末まで指定管理者に委託し、管理システム機器等は平成 28 年度末まで市が直接賃借している。平成 29 年度以降管理システム機器等の賃借も含め	

		た一体的な管理運営を行う指定管理者を募集するため、現行の指定管理者に対する指定期間を2年延長する。 債務負担行為限度額 33,497 千円
--	--	--

■ 損害賠償の額について

【消防本部】

平成26年7月23日、福知山市字下小田地内、下小田公会堂駐車場において、市公用車が下小田自治会所有の公会堂の雨どいに接触し、破損した事故による相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 164,160 円

■ 平成25年度福知山市歳入歳出・企業会計決算の認定等について (9月10日追加提案)

一般会計
 特別会計 15 会計
 企業会計 3 会計

■ 継続費精算書の報告について（報告）

(一般会計)

(単位 円)

事業名 【担当課】	年度	全体計画①	実績②	比較③＝①－②
(仮称) 市民交流 プラザふくちやま 建設事業 【企画課】	24	1,116,000,000	366,500,000	749,500,000
	25	1,536,000,000	2,284,561,000	△748,561,000
	合計	2,652,000,000	2,651,061,000	939,000

■ 損害賠償の額について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決	内 容	損害賠償額	担当課
H26.7.7 専決第2号	平成26年5月31日、福知山市字長田（長田段）地内、市道前田岩間線を走行中の自転車の前輪が道路を横断するグレーチングの隙間に挟まったことにより転倒し、自転車が破損した事故による相手方の損害を賠償する。	4,945 円	土木課

H26. 8. 15 専決第 3 号	平成 2 6 年 6 月 2 2 日、市民交流プラザふくちやま内、図書館中央館において、利用者が図書を書架に返却しようとした際に備え付けのブックサポートが外れて落下し、直撃した額と右目の瞼を負傷したことによる相手方の損害を賠償する。	5, 900 円	図書館中央館
-----------------------	--	----------	--------

■福知山市新型インフルエンザ等対策行動計画について（報告）

福知山市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 6 項の規定により報告する。

（内容—新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、発生段階別対策概要等）

■ 健全化判断比率等について（報告）（9 月 1 0 日追加提案）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。